

資1 辻堂西海岸 町内会規約

第1条 総則

この会は、辻堂西海岸町内会と称し、会員相互の協力により必要な情報の流通、地域環境福祉の維持向上ならびに自主防災活動を行うことを目的とする。

第2条 会員

本会の会員は、町内会図に示す区域に住所を有する世帯主、または事業所の代表者とする。

第3条 事業活動

この会は、第1条の目的を達成するため、次の部を置き必要な事業活動を行うものとする。

・総務部	・防犯部	・会計部	・社会福祉部
・広報部	・交通安全部	・環境衛生部	・防災部

第4条 関係諸団体

この会は、前条の活動を行うにあたり、市などの行政機関の他、次の関係諸団体と連絡を密にし、効果的運営を図るものとする。

・辻堂地区生活環境協議会	・辻堂地区社会福祉協議会
・辻堂地区防犯協会	・辻堂地区交通安全対策協議会
・高砂地区社会体育振興協議会	・南部市民の家管理委員会
・辻堂地区(自治)町内会長連絡協議会	・辻堂地区防災協議会

第5条 運営委員

この会は、会員名簿に示す地区ごとに運営委員を選出する。運営委員は地区を代表し、会の運営に当たると共に、当該地区の会務の連絡調整を図る。運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補任者の任期は前任者の残存期間とする。

第6条 役員

この会に、次の役員を置く。

・会長	1名	・部長	若干名
・副会長	若干名	・監事	2名

第7条 役員を選出

この会の会長、監事は、運営委員の推薦により総会にて選出する。会長、監事の任期は1年とし再任を妨げない。他の役員は、会長が運営委員の中から指名し総会の承認を受ける。

第8条 役員の仕事

- ・会長は会を代表し、会務を総括する。
- ・副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その仕事を代行する。
- ・部長は第3条の各部の業務を担当する。
- ・監事は会計を監査し総会に報告する。

第9条 顧問、相談役

この会に、顧問および相談役を置くことができる。

- ・顧問は役員会が必要と認めるとき、会長より委嘱する。
- ・相談役は会長の推薦により総会で選出する。
- ・任期はそれぞれ1年とし再任を妨げない。

第10条 組長

この会は、会員名簿に示す組別に分け、組毎に組長を置く。

- ・組長は、原則として組員の輪番制とし、任期は4月～7月、8月～11月、12月～3月の各4ヶ月とする。
- ・組長は組内の会務の連絡調整ならびに会費の集金を行う。

第11条 役員会

会長は、会の運営および会務の処理のため随時役員会を開催する。

第12条 総会

この会は、毎年4月に定期総会を開催する。総会は前年度会長が召集し、総会構成員（総会開催年度運営委員ならびに総会開催時点の組長）の過半数の出席により成立する。総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- ・役員を選出
- ・会則の改定
- ・事業計画、事業報告の承認
- ・予決算の承認
- ・その他、会の運営に関する重要事項

総会の決議は、総会構成員の出席者の過半数によるものとする。

必要な場合、会長は臨時総会を招集することができる。

第13条 自主防災体制

この会は、第3条の防災部のほか、自主防災活動のため各地区毎に防災委員を選任する。防災委員は地区運営委員ならびに各組長と協力して地区内の防災活動を担務する。防災委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補任者の任期は前任者の残存期間とする。

なお、大規模災害発生時の自主防災組織編成については別に定める。

第14条 儀礼

この会の会員または同居家族が死亡した場合は香典を贈り弔意をあらわすものとする。金額は役員会で決める。

第15条 個人情報保護

この会の運営において、「個人情報の保護に対する規程」および「避難行動要支援者個人情報の保護に関する規程」を順守しなければならない。

第 16 条 会計、会費

この会の経費は会費、市の交付金および寄付金などによる。会費の額は総会で定める。
この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 17 条 評議委員会

本会に評議委員会を設け下記条項該当者に表彰または感謝の意を表することが出来る。

- ・会長を3期以上務めた者、またはこれに準ずる場合。
- ・会員の名誉または人命救助、もしくはこれに準ずる行為のあった者。

第 18 条 本会の所在地

本会は会計宅におく。

附則 この規則は昭和47年5月21日から効力を発する。

昭和58年6月 1日	改正
昭和60年4月 1日	改正
昭和61年2月 1日	改正
昭和63年4月 1日	改正
平成 2年4月30日	改正
平成 6年4月24日	改正
平成14年4月21日	改正
平成22年4月18日	改正
平成25年4月21日	第 17 条追加
平成28年2月21日	改正(第 12 条「一般会員を含めて」を削除)
平成30年4月15日	改正(第 12 条明確化および第 15 条追加)
令和 2年4月19日	改正(関係諸団体の一部削除)
令和 3年4月18日	改正(第 13 条誤記修正)

以上